

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年6月28日

担 当	【照会先】
	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部労災補償課
	課長 田中清志 労災管理調整官 林昌豊 <電話> (代) 011-709-2311 内線 3580、3581

令和5年度「過労死等の労災補償状況（北海道）」を公表します

令和5年度の北海道労働局（局長 ^{みとみ のりえ} 三富 則江）における「過労死等[※]」の労災補償状況について公表します。

（※）「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

【ポイント1】

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- (1) 請求件数は、27件であり、前年度に比べ2件（6.9%）減少。【P3 表1-1】
- (2) 支給決定件数は、8件であり、前年度に比べ2件（20.0%）減少。【P3 表1-1】
- (3) 業種別（大分類）では、
請求件数は、「運輸業、郵便業」6件、「建設業」5件、「卸売業、小売業」・「宿泊業、飲食サービス業」各4件の順に多い。
支給決定件数は、「運輸業、郵便業」5件、「農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業」2件、「卸売業、小売業」1件の順である。【P4 表1-2】
- (4) 職種別（大分類）では、
請求件数は、「サービス職業従事者」・「輸送・機械運転従事者」各5件、「管理的職業従事者」4件、「専門的・技術的職業従事者」・「建設・採掘従事者」各3件の順に多い。
支給決定件数は、「輸送・機械運転従事者」5件、「その他の職種」2件、「販売従事者」1件の順である。【P5 表1-3】
- (5) 年齢別では、
請求件数は、50歳以上が22件（81.5%）、支給決定件数も、50歳以上が6件（75.0%）と大半を占めている。【P6 表1-4】

【ポイント2】

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

(1) 請求件数は、125件であり、前年度に比べ29件(30.2%)増加。【P9表2-1】

(2) 支給決定件数は、45件であり、前年度に比べ8件(15.1%)減少。【P9表2-1】

(3) 業種別(大分類)では、

請求件数は、「医療、福祉」31件、「卸売業、小売業」18件、「運輸業、郵便業」14件、「製造業」11件の順に多い。

支給決定件数は、「医療、福祉」8件、「建設業」・「卸売業、小売業」各7件の順に多い。

【P10表2-2】

(4) 職種別(大分類)では、

請求件数は、「専門的・技術的職業従事者」35件、「事務従事者」25件、「サービス職業従事者」15件の順に多い。

支給決定件数は、「専門的・技術的職業従事者」12件、「サービス職業従事者」8件、「管理的職業従事者」6件、「生産工程従事者」5件の順に多い。【P11表2-3】

(5) 精神障害の出来事別では、

決定件数は、「上司とのトラブルがあった」19件、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」13件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」11件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」9件、「セクシュアルハラスメントを受けた」5件の順に多い。

支給決定件数は「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」9件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」6件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」4件、「セクシュアルハラスメントを受けた」3件の順に多い。

【P15表2-7】

※ 詳細は添付資料をご覧ください。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2~6か月における1か月平均)支給決定件数

表1-6 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

表2-1 精神障害の労災補償状況

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

表2-5 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数

表2-6 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数(決定件数上位5項目)

もしくはこちらから



※ 「脳・心臓疾患の労災認定」、「精神障害の労災認定」のパンフレットは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

🔍 厚生労働省 労災補償 リーフレット で検索

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
脳・心臓疾患	請求件数	42 (3)	28 (7)	27 (5)	29 (6)	27 (7)
	決定件数	29 (2)	33 (5)	15 (4)	21 (4)	22 (5)
	うち支給決定件数	13 (1)	11 (1)	7 (1)	10 (1)	8 (1)
	認定率	44.8% (50.0%)	33.3% (20.0%)	46.7% (25.0%)	47.6% (25.0%)	36.4% (20.0%)
うち死亡	請求件数	11 (2)	15 (1)	6 (1)	11 (1)	14 (1)
	決定件数	10 (2)	12 (1)	4 (1)	7 (0)	9 (1)
	うち支給決定件数	7 (1)	6 (0)	2 (0)	4 (0)	5 (1)
	認定率	70.0% (50.0%)	50.0% (0.0%)	50.0% (0.0%)	57.1% (0.0%)	55.6% (100.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 ()内は女性の件数で、内数である。

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

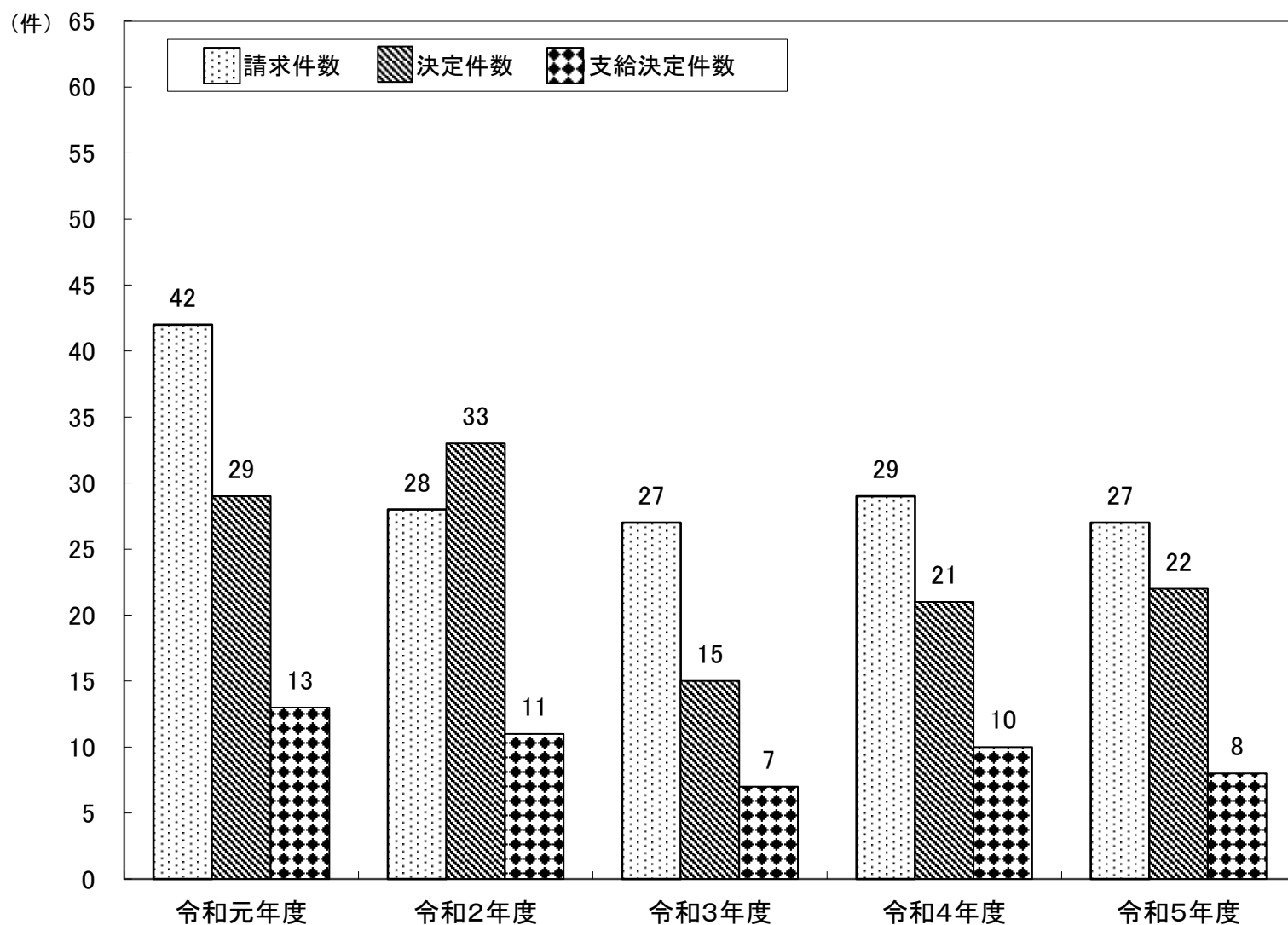


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (1)
製造業	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
建設業	2 (1)	4 (1)	2 (1)	5 (4)	1 (1)	0 (0)
運輸業, 郵便業	11 (5)	5 (4)	2 (2)	6 (4)	9 (4)	5 (3)
卸売業, 小売業	3 (0)	3 (1)	0 (0)	4 (3)	2 (1)	1 (1)
金融業, 保険業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育, 学習支援業	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療, 福祉	4 (2)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (1)	0 (0)
情報通信業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業, 飲食サービス業	2 (2)	1 (1)	1 (1)	4 (1)	3 (1)	0 (0)
その他の事業(上記以外の事業)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (2)	1 (0)	0 (0)
合計	29 (11)	21 (7)	10 (4)	27 (14)	22 (9)	8 (5)

- 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、サービス業(他に分類されないもの)などである。
 3 ()内は死亡の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	2 (1)	2 (1)	1 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (0)
管理的職業従事者	3 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	0 (0)
事務従事者	1 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	2 (1)	0 (0)
販売従事者	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
サービス職業従事者	7 (4)	2 (1)	1 (1)	5 (1)	6 (2)	0 (0)
輸送・機械運転従事者	9 (5)	6 (4)	2 (2)	5 (3)	6 (3)	5 (3)
生産工程従事者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
運搬・清掃・包装等従事者	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)
建設・採掘従事者	0 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)
その他の職種(上記以外の職種)	2 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (1)
合計	29 (11)	21 (7)	10 (4)	27 (14)	22 (9)	8 (5)

- 注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、農林漁業従事者である。
 3 ()内は死亡の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和4年度						令和5年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
	うち死亡	うち死亡	うち支給決定件数	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
40～49歳	6	2	4	1	2	1	5	2	5	2	2	1
50～59歳	5	2	3	1	1	0	12	6	8	4	3	3
60歳以上	17	6	12	3	6	2	10	6	9	3	3	1
合計	29	11	21	7	10	4	27	14	22	9	8	5

表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2~6か月における1か月平均)支給決定件数

年度 評価期間 区分	令和4年度						令和5年度					
	評価期間1か月		評価期間2~6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2~6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
45時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45時間以上 ~60時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60時間以上 ~80時間未満	0	0	1	0	1	0	0	0	2	1	2	1
80時間以上 ~100時間未満	1	0	2	2	3	2	0	0	2	1	2	1
100時間以上 ~120時間未満	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0
120時間以上 ~140時間未満	2	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1
140時間以上 ~160時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160時間以上	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
合計	3	0	4	3	7	3	3	3	5	2	8	5

- 注 1 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
- 2 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
- 3 「評価期間2~6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。

表1-6 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	年度		令和4年度				令和5年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数			
									うち死亡	
正規職員・従業員	16	6	7	3	16	8	7	4		
契約社員	1	1	1	1	1	0	0	0		
派遣労働者	0	0	0	0	0	0	0	0		
パート・アルバイト	3	0	1	0	4	1	1	1		
その他（特別加入者等）	1	0	1	0	1	0	0	0		
合計	21	7	10	4	22	9	8	5		

注 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害の労災補償状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害	請求件数		82 (38)	68 (39)	95 (54)	96 (42)	125 (64)
	決定件数		83 (33)	70 (34)	67 (38)	83 (44)	99 (42)
	うち支給決定件数		24 (7)	31 (11)	38 (19)	53 (32)	45 (18)
	認定率		28.9% (21.2%)	44.3% (32.4%)	56.7% (50.0%)	63.9% (72.7%)	45.5% (42.9%)
うち自殺	請求件数		13 (1)	4 (0)	13 (4)	9 (1)	11 (0)
	決定件数		11 (1)	12 (1)	9 (2)	10 (4)	12 (0)
	うち支給決定件数		7 (0)	8 (0)	5 (0)	6 (3)	5 (0)
	認定率		63.6% (0.0%)	66.7% (0.0%)	55.6% (0.0%)	60.0% (75.0%)	41.7% (0.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

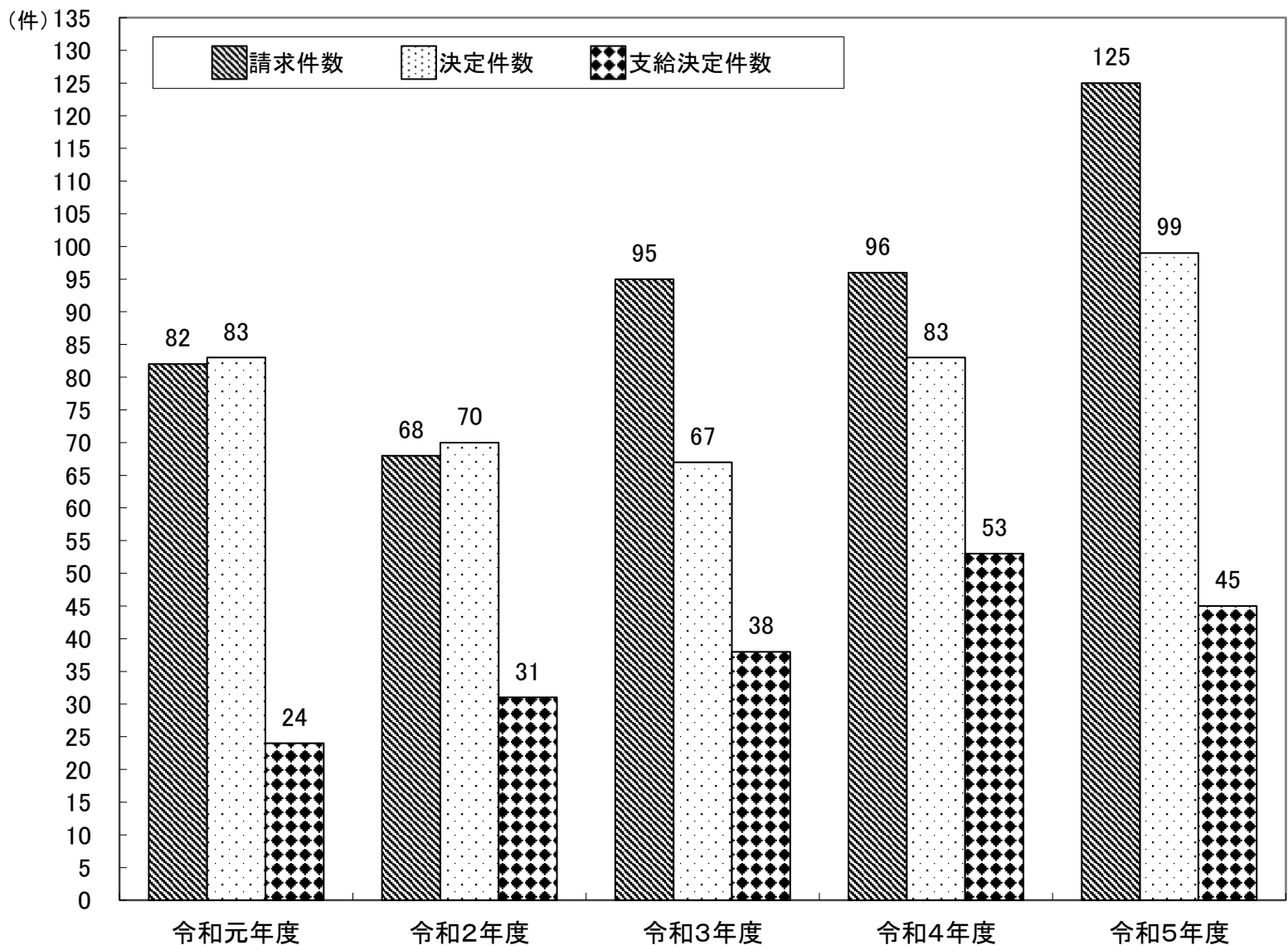


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	4 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)
製造業	4 (0)	2 (0)	1 (0)	11 (4)	6 (2)	3 (0)
建設業	9 (0)	4 (1)	2 (0)	9 (4)	9 (2)	7 (2)
運輸業、郵便業	11 (1)	10 (0)	7 (0)	14 (1)	12 (3)	2 (1)
卸売業、小売業	14 (1)	18 (4)	12 (3)	18 (1)	14 (1)	7 (0)
金融業、保険業	4 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	2 (0)	6 (1)	4 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)
医療、福祉	22 (1)	18 (1)	13 (1)	31 (1)	19 (0)	8 (0)
情報通信業	2 (1)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (1)	1 (1)
宿泊業、飲食サービス業	4 (2)	2 (1)	1 (0)	7 (0)	7 (1)	5 (1)
その他の事業(上記以外の事業)	20 (3)	14 (2)	9 (1)	24 (0)	23 (2)	11 (0)
合計	96 (9)	83 (10)	53 (6)	125 (11)	99 (12)	45 (5)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、サービス業(他に分類されないもの)、複合サービス事業などである。

3 ()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種(大分類)	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	19 (3)	22 (2)	16 (2)	35 (4)	26 (3)	12 (2)
管理的職業従事者	10 (1)	5 (1)	3 (1)	11 (1)	10 (2)	6 (1)
事務従事者	16 (1)	14 (1)	7 (0)	25 (2)	17 (2)	4 (0)
販売従事者	12 (1)	12 (1)	9 (1)	11 (2)	7 (1)	3 (0)
サービス職業従事者	11 (2)	7 (2)	5 (1)	15 (0)	11 (1)	8 (1)
輸送・機械運転従事者	11 (1)	10 (0)	8 (0)	12 (0)	7 (0)	1 (0)
生産工程従事者	6 (0)	4 (2)	2 (1)	7 (1)	7 (1)	5 (0)
運搬・清掃・包装等従事者	4 (0)	4 (0)	2 (0)	6 (0)	6 (1)	1 (0)
建設・採掘従事者	4 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (1)	4 (1)	4 (1)
その他の職種(上記以外の職種)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)
合計	96 (9)	83 (10)	53 (6)	125 (11)	99 (12)	45 (5)

- 注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、農林漁業従事者などである。
 3 ()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和4年度						令和5年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
	うち自殺		うち自殺		うち支給決定件数		うち自殺		うち自殺		うち支給決定件数	
19歳以下	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
20～29歳	12	2	19	4	15	2	30	2	18	1	5	0
30～39歳	25	1	14	3	9	1	27	1	22	1	12	0
40～49歳	36	5	30	2	19	2	27	3	31	5	16	2
50～59歳	11	1	12	1	5	1	32	5	21	5	10	3
60歳以上	10	0	8	0	5	0	8	0	6	0	2	0
合計	96	9	83	10	53	6	125	11	99	12	45	5

※ 自殺は、未遂を含む件数である。

表2-5 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数

区分	令和4年度		令和5年度	
		うち自殺		うち自殺
20時間未満	8	2	3	0
20時間以上～40時間未満	7	0	4	0
40時間以上～60時間未満	2	1	0	0
60時間以上～80時間未満	3	0	2	0
80時間以上～100時間未満	0	0	2	1
100時間以上～120時間未満	2	1	3	2
120時間以上～140時間未満	0	0	1	1
140時間以上～160時間未満	0	0	1	0
160時間以上	0	0	4	0
その他	31	2	25	1
合計	53	6	45	5

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

表2-6 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	令和4年度				令和5年度			
	決定件数		うち支給決定件		決定件数		うち支給決定件	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
正規職員・従業員	70	9	49	5	83	12	34	5
契約社員	2	0	0	0	2	0	1	0
派遣労働者	2	0	1	0	2	0	1	0
パート・アルバイト	8	1	3	1	10	0	8	0
その他(特別加入者等)	1	0	0	0	2	0	1	0
合計	83	10	53	6	99	12	45	5

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

注 2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数（決定件数上位5項目）

	項目	年度 具体的な出来事	令和4年度			
			決定件数		うち支給決定件数	
				うち自殺		うち自殺
1	31	上司とのトラブルがあった	23	3	4	1
2	29	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	16	3	14	3
3	30	同僚等から暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	9	0	7	0
4	2	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	8	0	6	0
4	37	セクシュアルハラスメントを受けた	8	0	8	0
上記以外の出来事			19	4	14	2
合計			83	10	53	6

	項目	年度 具体的な出来事	令和5年度			
			決定件数		うち支給決定件数	
				うち自殺		うち自殺
1	24	上司とのトラブルがあった	19	2	2	0
2	22	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	13	0	9	0
3	11	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	11	3	4	0
4	2	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	9	0	6	0
5	29	セクシュアルハラスメントを受けた	5	0	3	0
上記以外の出来事			42	7	21	5
合計			99	12	45	5

注 1 令和4年度における「具体的な出来事」、「項目番号」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(令和2年8月21日付け基発0821第4号による改正後のもの)。

2 令和5年度における「具体的な出来事」、「項目番号」は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 複数の出来事が生じている場合には、主たる心理的負荷の出来事として集計したものである。